



# 宮 崎 県 公 報

平成26年11月13日 (木曜日) 第 2642 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

## 目 次

### 規 則

○宮崎県幼保連携型認定こども園の認可手続等に関する規則…………… (こども政策課) 1

### 告 示

頁

- 道路の区域の変更…………… (道路保全課) 16
- 公有水面埋立ての竣功認可…………… (港湾課) 16
- 公 告
- 大規模小売店舗の変更に関する届出…………… (商工政策課) 16
- 肥料の登録の有効期間の更新…………… (営農支援課) 20
- 地図及び簿冊の認証…………… (農村計画課) 21

## 規 則

宮崎県幼保連携型認定こども園の認可手続等に関する規則をここに公布する。  
平成26年11月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 宮崎県規則第59号

#### 宮崎県幼保連携型認定こども園の認可手続等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号。以下「省令」という。）及び宮崎県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年宮崎県条例第57号。以下「条例」という。）の規定に基づき、別に定めるもののほか、幼保連携型認定こども園の認可手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置の届出)

第2条 法第16条又は第34条第3項の規定による設置の届出（次項において「設置の届出」という。）は、幼保連携型認定こども園設置届出書（別記様式第1号）によるものとする。

2 設置の届出に係る省令第15条第1項の法第13条第1項の条例で定める基準に適合していることを証する書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 市町村にあっては幼保連携型認定こども園の設置に関する条例、法第34条第1項の公私連携法人にあっては定款又は寄附行為、市町村との協定書の写し及び登記事項証明書
- (2) 教育及び保育に従事する者の氏名及び略歴を記載した書類、就任承諾書並びに幼稚園の教諭の免許状の写し又は保育士の資格を証する書類
- (3) 幼保連携型認定こども園の長となるべき者の略歴を記載した書類及び就任承諾書
- (4) 教育保育概要
- (5) その他知事が必要と認める書類

(廃止等の届出)

第3条 法第16条の規定による届出は、廃止又は休止に係るものにおいては幼保連携型認定こども園廃止（休止）届出書（別記様式第2号）によるものとし、設置者の変更に係るものにおいては幼保連携型認定こども園設置者変更届出書（別記様式第3号）によるものとする。

(設置の認可の申請)

第4条 法第17条第1項の規定による設置の認可の申請（次項において「設置の認可の申請」という。）は、幼保連携型認定こども園設置認可申請書（別記様式第4号）によるものとする。

2 設置の認可の申請に係る省令第15条第1項の法第13条第1項の条例で定める基準に適合していることを証する書類は、定款又は寄附行為、登記事項証明書及び第2条第2項第2号から第5号までに掲げる書類とする。

(廃止等の認可の申請)

第5条 法第17条第1項の規定による認可の申請は、廃止又は休止に係るものにおいては幼保連携型認定こども園廃止（休止）認可申請書（別記様式第5号）によるものとし、設置者の変更に係るものにおいては幼保連携型認定こども園設置者変更認可申請書（別記様式第6

号)によるものとする。

(身分証明書)

第 6 条 法第19条第 2 項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書(別記様式第 7 号)によるものとする。

(変更の届出)

第 7 条 法第29条第 1 項又は省令第15条第 2 項の規定による変更の届出は、幼保連携型認定こども園変更届出書(別記様式第 8 号)によるものとする。

(子育て支援事業)

第 8 条 条例第16条の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 幼保連携型認定こども園の所在する地域における教育及び保育の需要に照らし、当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。
- (2) 省令第 2 条第 1 号及び第 2 号に掲げる事業を週 3 日以上実施すること。
- (3) 教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、保護者自身の子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援すること。
- (4) 研修等により子どもの教育及び保育に従事する者の子育て支援に必要な能力をかん養し、その専門性及び資質を向上させること。
- (5) 地域の子育てを支援するボランティア若しくは自治会その他の民間の非営利組織又は専門機関と連携する等様々な地域の人材及び社会資源を活用すること。

(外部搬入の要件)

第 9 条 条例第25条第 3 号の規則で定める要件は、次のとおりとする。

- (1) 幼保連携型認定こども園の調理業務を受託する者については、幼保連携型認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等の質を確保することができ、及び調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。
- (2) 園児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養量の給与等を行い、園児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
- (3) 食を通じた園児の健全育成を図る観点から、園児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供すること。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)の施行の日から施行する。  
(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例の施行に関する規則の一部改正)
- 2 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例の施行に関する規則(平成18年宮崎県規則第75号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p><u>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例の施行に関する規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「法」という。)及び宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例(平成18年宮崎県条例第57号。以下「条例」という。)の<u>施行</u>に関し、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(認定の申請)</p> <p>第 2 条 法第 4 条第 1 項の申請書の様式は、法第 3 条第 1 項に係るものによっては認定こども園認定申請書(別記様式第 1 号)によるものとし、法第 3 条第 3 項に係るものによっては認定こども園(幼保連携施設)認定申請書(別記様式第 2 号)によるものとする。</p> <p>2 法第 4 条第 1 項の法第 3 条第 1 項又は第 3 項の認定の申請に係る施設が同条第 1 項各号又は第 3 項の条例で定める要件に適合していることを証する書類は、次に掲げる書類とする。</p>	<p><u>宮崎県認定こども園の認定手続等に関する規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「法」という。)及び宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例(平成18年宮崎県条例第57号。以下「条例」という。)の<u>規定に基づき</u>、別に定めるもののほか、<u>認定こども園の認定手続等</u>に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(認定の申請)</p> <p>第 2 条 法第 4 条第 1 項の申請書の様式は、法第 3 条第 1 項に係るものによっては認定こども園認定申請書(別記様式第 1 号)によるものとし、法第 3 条第 3 項に係るものによっては認定こども園(連携施設)認定申請書(別記様式第 2 号)によるものとする。</p> <p>2 法第 4 条第 1 項の法第 3 条第 1 項又は第 3 項の認定の申請に係る施設が同条第 1 項又は第 3 項の条例で定める要件に適合していることを証する書類は、次に掲げる書類とする。</p>

(1)～(8) [略]

(変更の届出)

第 4 条 法第 7 条第 1 項の規定による届出は、認定こども園変更届出書（別記様式第 4 号）によってしなければならない。

(職員の資格)

第 5 条 [略]

2 条例第 4 条第 5 項ただし書の規則で定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

(1) 幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、長時間利用児の保育に従事する者を保育士の資格を有する者とするのが困難であること。

(2) 条例第 4 条第 5 項ただし書の幼稚園の教諭の免許状を有する者がその意欲、適性、能力等を考慮して長時間利用児の保育に従事する者として適当と認める者であり、かつ、保育士の資格の取得に向けて努力を行っていること。

(外部搬入の要件)

第 6 条 条例第 7 条第 5 項の規則で定める要件は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 子どもの年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー等への配慮、必要な栄養素量の給与等を行い、子どもの食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。

(3) [略]

(子育て支援事業)

第 9 条 条例第 11 条の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1)・(2) [略]

(3) 教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、保護者自身の子どもを育てる能力の向上を積極的に支援すること。

(4)・(5) [略]

(廃止、休止又は再開の届出)

第 10 条 [略]

2 知事は、前項の規定による届出があったときは、法第 6 条に規定する方法により、同項に規定する者に対し、当該届出に係る事項についてその周知を図るものとする。

別記

様式第 1 号（第 2 条関係）

(表)

[略]						
認定を受けようとする施設	名 称					
	種 類	<input type="checkbox"/> 幼稚園	<input type="checkbox"/> 保育所	<input type="checkbox"/> 認可外保育施設		
	[略]					
子どもの数（定員数）	[略]		3 歳未満児	3 歳以上児	計	弾力化
	保育に欠けない子ども	[略]				
	[略]					
教育及び保育						

(1)～(8) [略]

(変更の届出)

第 4 条 法第 29 条第 1 項の規定による届出は、認定こども園変更届出書（別記様式第 4 号）によってしなければならない。

(職員の資格)

第 5 条 [略]

2 条例第 4 条第 5 項ただし書の規則で定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

(1) 幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者を保育士の資格を有する者とするのが困難であること。

(2) 条例第 4 条第 5 項ただし書の幼稚園の教諭の免許状を有する者がその意欲、適性、能力等を考慮して教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者として適当と認める者であり、かつ、保育士の資格の取得に向けて努力を行っていること。

(外部搬入の要件)

第 6 条 条例第 7 条第 5 項第 3 号の規則で定める要件は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 子どもの年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等を行い、子どもの食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。

(3) [略]

(子育て支援事業)

第 9 条 条例第 11 条の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1)・(2) [略]

(3) 教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、保護者自身の子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援すること。

(4)・(5) [略]

(廃止、休止又は再開の届出)

第 10 条 [略]

2 知事は、前項の規定による届出があったときは、法第 28 条に規定する方法により、同条に規定する者に対し、当該届出に係る事項についてその周知を図るものとする。

別記

様式第 1 号（第 2 条関係）

(表)

[略]						
認定を受けようとする施設	名 称					
	種 類	<input type="checkbox"/> 幼稚園	<input type="checkbox"/> 保育所	<input type="checkbox"/> 保育機能施設		
	[略]					
利用定員数	[略]		3 歳未満児	3 歳以上児	計	
	保育を必要としない子ども	[略]				
	[略]					
教育又は保育						

の目標及び理念	
教育及び保育のねらい及び内容の概要	

(裏)

[略]

注 1・2 [略]

3 認定を受けようとする施設が保育所であって、当該保育所において保育に欠ける子どもの定員の弾力化（定員を超えて入所できるようにすることをいう。）を行うときは、「弾力化」の欄に○印を記入すること。

4 [略]

様式第 2 号（第 2 条関係）

(表)

認定こども園（幼連携施設）認定申請書

[略]

[略]					
認定を受けようとする施設（保育所等）	名 称				
	種 類	<input type="checkbox"/> 保育所	<input type="checkbox"/> 認可外保育施設		
	[略]				
[略]					
子ども の数（ 保育に欠 け ない子ども ）		3 歳未満児	3 歳以上児	計	弾力化
	保育に欠ける子ども				
	保育に欠ける子ども				
	[略]				
教育及び保育の目標及び理念					

(裏)

教育及び保育のねらい及び内容の概要	
[略]	

注 1・2 [略]

3 認定を受けようとする施設が保育所であって、当該保育所において保育に欠ける子どもの定員の弾力化（定員を超えて入所できるようにすることをいう。）を行うときは、「弾力化」の欄に○印を記入すること。

4 [略]

様式第 4 号（第 4 条関係）

[略]

修学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 4 条第 1 項各号に掲げる事項等について変更したいので、同法第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

[略]

注 1 [略]

2 幼保連携施設の場合は、届出者、施設の名称等をそれぞれ記入すること。

の目標及び理念	
教育又は保育のねらい及び内容の概要	

(裏)

[略]

注 1・2 [略]

3 [略]

様式第 2 号（第 2 条関係）

(表)

認定こども園（連携施設）認定申請書

[略]

[略]					
認定を受けようとする施設（保育所等）	名 称				
	種 類	<input type="checkbox"/> 保育所	<input type="checkbox"/> 保育機能施設		
	[略]				
[略]					
利用定員		3 歳未満児	3 歳以上児	計	
	保育を必要としない子ども				
	保育を必要とする子ども				
	[略]				
教育又は保育の目標及び理念					

(裏)

教育又は保育のねらい及び内容の概要	
[略]	

注 1・2 [略]

3 [略]

様式第 4 号（第 4 条関係）

[略]

修学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 4 条第 1 項各号に掲げる事項等について変更したいので、同法第 29 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

[略]

注 1 [略]

2 連携施設の場合は、届出者、施設の名称等をそれぞれ記入すること。

様式第 5 号（第10条関係）

[略]

認定子ども園を廃止（休止、再開）したいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び宮崎県認定子ども園の認定基準に関する条例の施行に関する規則第10条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

[略]

注 1 [略]

- 2 幼保連携施設の場合は、届出者、施設の名称等をそれぞれ記入すること。

様式第 5 号（第10条関係）

[略]

認定子ども園を廃止（休止、再開）したいので、宮崎県認定子ども園の認定手続等に関する規則第10条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

[略]

注 1 [略]

- 2 連携施設の場合は、届出者、施設の名称等をそれぞれ記入すること。

別記

様式第 1 号 (第 2 条関係)

(表)

幼保連携型認定こども園設置届出書

年 月 日

宮崎県知事 殿

所在地  
届出者 名 称  
代表者職氏名

印

幼保連携型認定こども園を設置したいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第16条又は第34条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

設置する施設	目 的 的			
	名 称			
	所 在 地			
	設 置 者			
	経 営 の 責 任 者			
開 設 の 時 期				
認定こども園の長となるべき者の氏名				
利 用 定 員		3歳未満児	3歳以上児	計
	保育を必要としない子ども			
	保育を必要とする子ども			
計				
教育又は保育の目標及び理念				
教育又は保育のねらい及び内容の概要				

(裏)

開 園 日 数			
	平 日	土曜日	日・祝日
開 園 時 間	時 分～時 分	時 分～時 分	時 分～時 分
認定こども園が実施する子育て支援事業			

添付書類

- (1) 申請者が市町村にあっては幼保連携型認定こども園の設置に関する条例、公私連携法人にあっては定款又は寄附行為並びに市町村との協定書の写し及び登記事項証明書
- (2) 施設の配置図及び平面図
- (3) 施設の設備の面積及び構造を記載した書類
- (4) 教育及び保育に従事する者の氏名及び略歴を記載した書類、就任承諾書並びに幼稚園の教諭の免許状の写し又は保育士の資格を証する書類
- (5) 認定こども園の長となるべき者の略歴を記載した書類及び就任承諾書
- (6) 教育保育概要
- (7) 幼保連携型認定こども園の運営に関する規程
- (8) 経費の見積り及び維持方法を記載した書類
- (9) その他知事が必要と認める書類

様式第 2 号 (第 3 条関係)

幼保連携型認定こども園廃止 (休止) 届出書

年 月 日

宮崎県知事 殿

所在地  
届出者 名 称  
代表者職氏名

印

幼保連携型認定こども園を廃止 (休止) したいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第16条の規定により、次のとおり届け出ます。

施 設 の 名 称	
施 設 の 所 在 地	
設 置 者	
経 営 の 責 任 者	
事 業 開 始 年 月 日	
廃 止 ( 休 止 ) の 理 由	
園 児 の 処 置 方 法	
財 産 の 処 分 ( 廃 止 の 場 合 )	
廃 止 の 期 日 又 は 休 止 予 定 期 間	



様式第 3 号 (第 3 条関係)

## 幼保連携型認定こども園設置者変更届出書

年 月 日

宮崎県知事

殿

届出者 (変更前)

所在地

名 称

代表者職氏名

印

届出者 (変更後)

所在地

名 称

代表者職氏名

印

幼保連携型認定こども園の設置者を変更したいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第16条の規定により、次のとおり届け出ます。

設 置 者 名 等	変更前	目 的	
		名 称	
		所在地	
	変更後	目 的	
		名 称	
		所在地	
施 設 の 名 称			
施 設 の 所 在 地			
事 業 開 始 年 月 日			
変 更 予 定 年 月 日			
変 更 理 由			

添付書類

- (1) 変更前及び変更後の園地、園舎その他の設備の規模及び構造並びにその図面
- (2) 変更前及び変更後の幼保連携型認定こども園の運営に関する規程
- (3) 変更前及び変更後の経費の見積り及び維持方法を記載した書類

様式第 4 号 (第 4 条関係)

(表)  
 幼保連携型認定こども園設置認可申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

所在地  
 申請者 名 称  
 代表者職氏名

印

幼保連携型認定こども園を設置したいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項の規定により、次のとおり申請します。

設置する施設	目 的			
	名 称			
	所 在 地			
	設 置 者			
	経 営 の 責 任 者			
	開 設 の 時 期			
認定こども園の長となるべき者の氏名				
利 用 定 員		3 歳未満児	3 歳以上児	計
	保育を必要としない子ども			
	保育を必要とする子ども			
	計			
教育又は保育の目標及び理念				
教育又は保育のねらい及び内容の概要				

(裏)

開 園 日 数			
	平 日	土曜日	日・祝日
開 園 時 間	時 分～時 分	時 分～時 分	時 分～時 分
認定こども園が実施する子育て支援事業			

## 添付書類

- (1) 定款又は寄附行為
- (2) 登記事項証明書
- (3) 施設の配置図及び平面図
- (4) 施設の設備の面積及び構造を記載した書類
- (5) 教育及び保育に従事する者の氏名及び略歴を記載した書類、就任承諾書並びに幼稚園の教諭の免許状の写し又は保育士の資格を証する書類
- (6) 認定こども園の長となるべき者の略歴を記載した書類及び就任承諾書
- (7) 教育保育概要
- (8) 幼保連携型認定こども園の運営に関する規程
- (9) 経費の見積り及び維持方法を記載した書類
- (10) その他知事が必要と認める書類

様式第 5 号 (第 5 条関係)

幼保連携型認定こども園廃止 (休止) 認可申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

所在地  
申請者 名 称  
代表者職氏名



幼保連携型認定こども園を廃止 (休止) したいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

施 設 の 名 称	
施 設 の 所 在 地	
設 置 者	
経 営 の 責 任 者	
認 可 年 月 日	
廃止 (休止) の理由	
園児の処置方法	
財 産 の 処 分 (廃止の場合)	
廃止の期日又は 休 止 予 定 期 間	

様式第 6 号 (第 5 条関係)

## 幼保連携型認定こども園設置者変更認可申請書

年 月 日

宮崎県知事

殿

所在地  
申請者 (変更前) 名 称  
代表者職氏名

(印)

所在地  
申請者 (変更後) 名 称  
代表者職氏名

(印)

幼保連携型認定こども園の設置者を変更したいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項の規定により、次のとおり申請します。

設 置 者 名 等	変更前	目 的	
		名 称	
		所在地	
	変更後	目 的	
		名 称	
		所在地	
施 設 の 名 称			
施 設 の 所 在 地			
認 可 年 月 日			
変 更 予 定 年 月 日			
変 更 理 由			

添付書類

- (1) 変更前及び変更後の園地、園舎その他の設備の規模及び構造並びにその図面
- (2) 変更前及び変更後の幼保連携型認定こども園の運営に関する規程
- (3) 変更前及び変更後の経費の見積り及び維持方法を記載した書類

様式第 7 号 (第 6 条関係)

(表)

身分証明書	
第 号	年 月 日 交付
所属 職氏名	
上記の者は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第19条第 1 項の規定による立入検査を行う者であることを証明する。	
宮崎県知事	印

(裏)

<p>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(抜粋) (報告の徴収)</p> <p>第19条 都道府県知事(指定都市等の区域内に所在する幼保連携型認定こども園(都道府県が設置するものを除く。))については、当該指定都市等の長。第28条から第30条まで並びに第34条第3項及び第9項を除き、以下同じ。)は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、幼保連携型認定こども園の設置者若しくは園長に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 前項の規定による立入検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>
--

(縦5センチメートル、横9センチメートル)

様式第 8 号（第 7 条関係）

## 幼保連携型認定こども園変更届出書

年 月 日

宮崎県知事 殿

所在地  
届出者 名 称  
代表者職氏名

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第29条第1項又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第15条第2項の規定により、変更事項について次のとおり届け出ます。

施 設 の 名 称		
施 設 の 所 在 地		
設 置 者		
経 営 の 責 任 者		
認定こども園の名称		
事業開始又は認可 年 月 日		
変更予定年月日		
変更に係る 事項	変更前	
	変更後	
変 更 理 由		

**告 示**

**宮崎県告示第 638号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成26年11月13日から平成26年11月27日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年11月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 3 88号	東臼杵郡美 郷町西郷田 代字谷内46 72番 1 地先 から同郡同 町西郷田代 字長崩4643 番 4 地先ま で	旧	4.2 ~ 25.6	552.8
				新	10.8~ 42.1	536.2

**宮崎県告示第 639号**

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第 1 項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての竣功認可をした。

平成26年11月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 竣功認可年月日  
平成26年11月 4日
- 竣功認可を受けた者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
宮崎県  
宮崎市橘通東 2 丁目10番 1 号  
宮崎県知事 河野 俊嗣
  - 位置  
宮崎県日向市大字日知屋字畑浦5552番 498の地先公有水面
  - 区域  
次の各地点のうち①の地点から⑤の地点までを順次に結んだ線、⑤の地点と⑥の地点を結ぶ昭和46年 8 月30日付け44・シレイ 284- 840で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線（D. L. +2.30mより決定）、⑥の地点と⑧の地点までを順次に結んだ線及び①の線と⑧の線を結んだ線により囲まれた区域。

地点	地 点 の 位 置
①の地点	竹島四等三角点（北緯32度26分53秒7049、東経 131度39分52秒4336）から 135度16分34秒 1057.77mの地点
②の地点	①の地点から 59度26分59秒 105.24mの地点
③の地点	②の地点から 149度26分51秒 9.75mの地点
④の地点	③の地点から 59度26分57秒 2.38mの地点
⑤の地点	④の地点から 149度27分14秒 6.66mの地点

⑥の地点	⑤の地点から 239度26分59秒 110.00mの地点
⑦の地点	⑥の地点から 329度26分37秒 6.56mの地点
⑧の地点	⑦の地点から 59度26分12秒 2.38mの地点

- 面積  
1,758.43㎡
- 埋立ての免許の年月日及び番号  
平成24年10月10日 シレイ 283-1411
- 公有水面埋立法第22条第 3 項の市町村名  
日向市

**公 告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から 4 月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成26年11月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
イオンモール宮崎  
宮崎市新別府町船戸 750番 1
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
イオンモール株式会社 代表取締役 岡崎双一  
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1
- 変更した事項  
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)イオン九州株式会社 代表取締役 山口聡一  
福岡県福岡市博多区博多駅南 2 丁目 9 番11号  
イオンモール株式会社 代表取締役 岡崎双一  
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番 1 号  
株式会社クリエイティブヨーコ 代表取締役 小林忠良  
長野県長野市大字高田 667番地16  
川辺株式会社 代表取締役 吉田久和  
東京都新宿区四谷 4 丁目16番 3 号  
株式会社キタムラ 代表取締役 北村正志  
高知県高知市本町 4 丁目 1 番16号  
株式会社MASAYA 代表取締役 高田輝彦  
岡山県岡山市表町 2 丁目 6 番56号  
株式会社やまと 代表取締役 矢嶋孝敏  
東京都新宿区新宿 3 丁目28番16号  
株式会社トリニティアーツ 代表取締役 荒川修  
東京都中央区京橋二丁目 4 番12号  
株式会社バルバージョン 代表取締役 井上治  
宮崎市大淀 4 丁目 6 番28号  
株式会社熱田本店 代表取締役 熱田輝子  
宮崎市桜ヶ丘町 8 番 7 号  
株式会社ワールド 代表取締役 寺井秀蔵  
兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目 8 番 1



トリンプ・インターナショナル・ジャパン株式会社  
代表取締役 オリバー・シュピースホーファー  
東京都大田区平和島 6 丁目 1 番 1 号  
株式会社レブハウス 代表取締役 堀口康弘  
東京都世田谷区太子堂 1 丁目 4 番 24 号  
ギャップジャパン株式会社 代表取締役 ジョン  
アーマテインガー  
東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-32-10  
株式会社ファンケル 代表取締役 成松義文  
神奈川県横浜市中区山下町 89 番地 1 号  
ソックコウベ株式会社 代表取締役 日ノ本欣也  
兵庫県神戸市東灘区向洋町中 6 丁目 9 番地  
ローラアシュレイジャパン株式会社 代表取締役  
木村謙一  
東京都渋谷区神宮前 3 丁目 35 番地 8 号  
株式会社ツツミ 代表取締役 堤征二  
埼玉県蕨市中央 4 丁目 24 番 26 号  
株式会社コーエン 代表取締役 板谷大作  
東京都港区芝三丁目 1 番 15 号  
株式会社シーズ・ブランニング 代表取締役 関好  
邦  
東京都練馬区春日町 6 丁目 19 番 8 号  
株式会社ブーフーウー 代表取締役 岩橋麻男  
東京都町田市小川 1728-1  
株式会社オンワード樫山 代表取締役 水野健太郎  
東京都中央区日本橋 3 丁目 10 番 5 号  
株式会社ジーフット 代表取締役 岩田愛一郎  
愛知県名古屋市中千種区今池三丁目 4 番 10 号  
株式会社大創産業 代表取締役 矢野博丈  
広島県東広島市西条吉行東一丁目 4 番 14 号  
株式会社ユニクロ 代表取締役 柳井正  
山口県山口市佐山 717 番地 1  
株式会社ファイブフォックス 代表取締役 上田稔  
夫  
東京都渋谷区千駄ヶ谷 3 丁目 60 番 7 号  
株式会社ビスク 代表取締役 豊村コツキ  
福岡県福岡市中央区天神 3 丁目 4 番地 7 号  
東京シャツ株式会社 代表取締役 鈴木正利  
東京都千代田区東神田 2 丁目 8 番 12 号  
ヤマトインターナショナル株式会社 代表取締役  
盤若智基  
大阪府大阪市中央区博労町二丁目 3 番 9 号  
株式会社ハビネス・アンド・デイ 代表取締役 田  
泰夫  
千葉県香取市小見川 798  
株式会社トミーヒルフィガージャパン 代表取締役  
玉木開作  
東京都渋谷区代官山町 8 番 7 号  
株式会社ビークルーズ 代表取締役 船田佳子  
福岡県福岡市中央区天神 3 丁目 4 番 7 号  
株式会社サダマツ 代表取締役 貞松隆弥  
長崎県大村市本町 458 番地 9  
有限会社ミザーニ 代表取締役 河野俊郎  
宮崎市大工 2 丁目 138 番 1

有限会社ムラ・クリエイティブハウス 代表取締役  
田村司  
東京都世田谷区上馬 1-33-17  
アイア株式会社 代表取締役 萩島宏  
東京都目黒区目黒本町 1-16-17  
株式会社ギャザー 代表取締役 石丸良弘  
佐賀県佐賀市唐人一丁目 5 番 44 号  
株式会社 F R E E ' S I N T E R N A T I O N A L  
代表取締役 廣瀬啓二  
東京都渋谷区渋谷 1 丁目 2 番 5 号  
株式会社テヅカ 代表取締役 手塚剛一  
宮崎市港東一丁目 7 番 1 号  
株式会社ヤマダヤ 代表取締役 山田道朗  
愛知県名古屋市西區城西一丁目 3 番 5 号  
株式会社三鈴 代表取締役 石角毅  
東京都渋谷区代々木 1 丁目 11 番 2 号  
株式会社アスプルンド 代表取締役 嶋本善司  
東京都港区三田 4-1-9  
株式会社夢や 代表取締役 安東恵美子  
香川県高松市朝日新町 17 番 20 号  
株式会社グローブ・プロダクツ 代表取締役 内田  
五郎  
宮崎市柳丸町 156 番地 1  
アワーウィル株式会社 代表取締役 飯坂兌壬  
宮崎市清武町大字木原 58-60  
株式会社キャメル珈琲 代表取締役 尾田信夫  
東京都世田谷区代田 2 丁目 31 番地 8 号  
株式会社トミヤ 代表取締役 野口博史  
都城市上町 12 街区 2 号  
株式会社キャンパス 代表取締役 山本悦二  
福岡県北九州市小倉区下曾根一丁目 14 番 19 号  
有限会社グルービー 代表取締役 本田幸一郎  
千葉県千葉市美浜区打瀬一丁目 2 番地 3 セントラル  
パーク・ウエストシータワー 2601 号  
株式会社ナルミヤインターナショナル 代表取締役  
岩本一仁  
東京都港区北青山 3 丁目 1 番 2 号  
株式会社アルファベットパステル 代表取締役 濱  
田一康  
北海道札幌市中央区南 2 条西 25 丁目  
株式会社アイジーエー 代表取締役 五十嵐義和  
東京都中央区銀座一丁目 8 番 16 号銀座アスタービル  
5 F  
株式会社アフリカタロウ 代表取締役 江見いづみ  
岡山県岡山市高柳西町 25-5  
宇宙百貨株式会社 代表取締役 和田允宏  
大阪府豊中市穂積一丁目 10 番 32 号  
株式会社アロー 代表取締役 今枝淳  
愛知県名古屋市中村区名駅四丁目 8 番 12 号  
株式会社ポイント 代表取締役 福田三千男  
東京都中央区八重洲 2-7-2 八重洲三井ビル 10 F  
株式会社ザ・クロックハウス 代表取締役 花谷洋  
二  
東京都新宿区新宿一丁目 19 番 10 号

株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーション  
代表取締役 菊池敬一  
愛知県長久手市長湊字上嶋田12番地1号  
株式会社ストーンマーケット 代表取締役 中村泰二郎  
福岡県福岡市中央区港2丁目11番地4号  
株式会社オンデーズ 代表取締役 田中修治  
東京都豊島区西池袋一丁目15番7号  
株式会社ニコル 代表取締役 木野村尚孝  
東京都渋谷区東一丁目32番12号渋谷プロパティエー東急ビル3階  
株式会社ハビタ 代表取締役 上野眞弓  
熊本県熊本市水前寺公園23番50号  
株式会社ジェイアイエヌ 代表取締役 田中仁  
群馬県前橋市川原町 777番地2  
株式会社タカキュー 代表取締役 白井一秀  
東京都板橋区板橋3丁目9番7号  
株式会社めのや 代表取締役 新宮正朗  
島根県松江市玉湯町玉造 325  
株式会社旭屋書店 代表取締役 早嶋茂  
大阪府大阪市北区曽根崎2-12-6  
タワーレコード株式会社 代表取締役 高木哲実  
東京都品川区南品川2丁目15番地9号  
島村楽器株式会社 代表取締役 島村元紹  
東京都江戸川区平井6丁目37番3号  
株式会社サイズミック 代表取締役 赤池輝子  
福岡県福岡市早良区百道浜3丁目3番1号サイズミックビル2階  
株式会社コックス 代表取締役 小柳津進  
東京都江東区新大橋一丁目8番地11号  
株式会社サンライズトレーディング 代表取締役 小池賢二  
宮崎市大塚台西三丁目29番地11  
タビオ株式会社 代表取締役 越智勝寛  
大阪府大阪市平野区長吉長原西1丁目3番8号  
JR九州リテール株式会社 代表取締役 本多修一  
福岡県福岡市博多区博多駅前2-20-1  
株式会社イング 代表取締役 向井孝司  
兵庫県神戸市中央区港島南町4丁目6番2号  
株式会社ヤングファッション研究所 代表取締役 加藤武司  
東京都渋谷区千駄ヶ谷3丁目51番2号  
株式会社アミナコレクション 代表取締役 進藤幸彦  
神奈川県横浜市緑区鴨居4丁目50番1号  
株式会社ムラサキスポーツ 代表取締役 金山元一  
東京都台東区上野4丁目7番地2号  
株式会社ライトオン 代表取締役 藤原正博  
茨城県つくば市吾妻1丁目11番1  
株式会社サンリオ 代表取締役 辻信太郎  
東京都品川区大崎1丁目6番1号  
ファイテン株式会社 代表取締役 平田好宏  
京都府京都市中京区烏丸通錦小路角手洗水町 678番地

株式会社カワシマ・ゴールド 代表取締役 横田光夫  
静岡県浜松市中区西丘町 276番地の5  
株式会社ニトリ 代表取締役 似鳥昭雄  
北海道札幌市手稲区新発寒6条1-5-80  
株式会社メガスポート 代表取締役 南山学  
東京都中央区日本橋蛸殻町1-36-5  
株式会社イオンフォレスト 代表取締役 穴倉芳男  
東京都千代田区紀尾井町3番6号  
(変更後) イオン九州株式会社 代表取締役 柴田祐司  
福岡県福岡市博多区博多駅南2丁目9番11号  
イオンモール株式会社 代表取締役 岡崎双一  
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番1号  
川辺株式会社 代表取締役 吉田久和  
東京都新宿区四谷4丁目16番3号  
株式会社キタムラ 代表取締役 浜田宏幸  
神奈川県横浜市港北区新横浜2-4-1  
株式会社M A S A Y A 代表取締役 高田輝彦  
岡山県岡山市表町2丁目6番56号  
株式会社やまと 代表取締役 田村裕二  
東京都渋谷区千駄ヶ谷5丁目27番3号  
株式会社トリニティアーツ 代表取締役 遠藤洋一  
東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル2F  
株式会社バルバージョン 代表取締役 井上治  
宮崎市恒久6173-57  
株式会社ワールド 代表取締役 寺井秀蔵  
兵庫県神戸市中央区港島中町6丁目8番1  
トリンプ・インターナショナル・ジャパン株式会社  
代表取締役 土井健人  
東京都中央区築地5-6-4  
株式会社レプハウス 代表取締役 堀口康弘  
東京都世田谷区太子堂1丁目4番24号  
ギャップジャパン株式会社 代表取締役 エレンノーラン  
東京都渋谷区千駄ヶ谷5-32-10  
株式会社ファンケル 代表取締役 宮島和美  
神奈川県横浜市中区山下町89番地1号  
ソックコウベ株式会社 代表取締役 日ノ本欣也  
兵庫県神戸市東灘区向洋町中6丁目9番地  
ローラアシュレイジャパン株式会社 代表取締役 前川浩司  
東京都渋谷区神宮前3丁目35番地8号  
株式会社ツツミ 代表取締役 堤征二  
埼玉県蕨市中央4丁目24番26号  
株式会社コーエン 代表取締役 板谷大作  
東京都港区南青山5-10-5 第1九曜ビル3F  
株式会社ジーフット 代表取締役 神谷和秀  
愛知県名古屋市千種区今池三丁目4番10号  
株式会社大創産業 代表取締役 矢野博丈  
広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号  
株式会社ユニクロ 代表取締役 柳井正  
山口県山口市佐山 717番地1  
株式会社ファイブフォックス 代表取締役 上田稔夫

東京都渋谷区千駄ヶ谷 3 丁目 60 番 7 号  
株式会社ビスク 代表取締役 豊村政人  
福岡県福岡市中央区今泉 1-16-20 ヒュセツビル  
東京シャツ株式会社 代表取締役 鈴木正利  
東京都千代田区東神田 2 丁目 8 番 12 号  
株式会社ハビネス・アンド・デイ 代表取締役 田  
泰夫  
千葉県香取市小見川 798  
株式会社トミーヒルフィガージャパン 代表取締役  
トム チュー  
東京都渋谷区代官山町 8 番 7 号  
株式会社ビークルーズ 代表取締役 船田佳子  
福岡県福岡市中央区天神 3 丁目 4 番 7 号  
有限会社ムラ・クリエイティブハウス 代表取締役  
田村司  
東京都世田谷区上馬 1-33-17  
アイア株式会社 代表取締役 萩島宏  
東京都目黒区目黒本町 1-16-17  
株式会社ギャザー 代表取締役 石丸良弘  
佐賀県佐賀市唐人一丁目 5 番 44 号  
株式会社テツカ 代表取締役 手塚剛一  
宮崎市港東一丁目 7 番 1 号  
株式会社ヤマダヤ 代表取締役 山田道朗  
愛知県名古屋市中区城西一丁目 3 番 5 号  
株式会社三鈴 代表取締役 岡藤一朗  
東京都渋谷区代々木 1 丁目 11 番 2 号  
株式会社アスプルンド 代表取締役 嶋本善司  
東京都港区三田 4-1-9  
株式会社夢や 代表取締役 安東恵美子  
香川県高松市朝日新町 17 番 20 号  
株式会社グローブ・プロダクツ 代表取締役 内田  
五郎  
宮崎市柳丸町 156 番地 1  
株式会社キャメル珈琲 代表取締役 尾田信夫  
東京都世田谷区代田 2 丁目 31 番地 8 号  
株式会社トミヤ 代表取締役 野口博史  
都城市上町 12 街区 2 号  
株式会社キャンパス 代表取締役 山本長作  
福岡県北九州市小倉区下曽根一丁目 14 番 19 号  
株式会社アルファベットパステル 代表取締役 濱  
田一康  
北海道札幌市中央区南 2 条西 25 丁目  
株式会社アイジーエー 代表取締役 五十嵐昭順  
東京都江東区豊洲 5 丁目 5-13 豊洲アーバンポイン  
ト 12F  
株式会社アフリカタロウ 代表取締役 江見いづみ  
岡山県岡山市高柳西町 25-5  
株式会社ポイント 代表取締役 福田三千男  
東京都千代田区丸の内 1-9-2 グラントウキョウ  
サウスタワー  
株式会社ザ・クロックハウス 代表取締役 大野緑  
太郎  
東京都中央区京橋 1-11-2  
株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーション

代表取締役 白川篤典  
愛知県名古屋市中東区上社 1 丁目 901 番地  
株式会社ストーンマーケット 代表取締役 中村泰  
二郎  
福岡県福岡市中央区港 2 丁目 11 番地 4 号  
株式会社オンデーズ 代表取締役 田中修治  
東京都豊島区西池袋一丁目 15 番 7 号  
株式会社ニコル 代表取締役 木野村尚孝  
東京都渋谷区東一丁目 32 番 12 号 渋谷プロパティ―東  
急ビル 3 階  
株式会社ジェイアイエヌ 代表取締役 田中仁  
群馬県前橋市川原町 777 番地 2  
株式会社タカキュー 代表取締役 木内守  
東京都板橋区板橋 3 丁目 9 番 7 号  
株式会社めのや 代表取締役 新宮正朗  
島根県松江市玉湯町玉造 325  
株式会社旭屋書店 代表取締役 早嶋茂  
大阪府大阪市北区堂島 1 丁目 5 番 17 号  
島村楽器株式会社 代表取締役 廣瀬利明  
東京都江戸川区平井 6 丁目 37 番 3 号  
株式会社サイズミック 代表取締役 赤池輝子  
福岡県福岡市早良区百道浜 3 丁目 3 番 1 号 サイズミ  
ックビル 2 階  
株式会社コックス 代表取締役 吉竹英典  
東京都中央区日本橋浜町 1-2-1  
株式会社サンライズトレーディング 代表取締役  
小池賢二  
宮崎市大塚台西三丁目 29 番地 11  
タビオ株式会社 代表取締役 越智勝寛  
大阪府大阪市平野区長吉長原西 1 丁目 3 番 8 号  
J R 九州リテール株式会社 代表取締役 本多修一  
福岡県福岡市博多区博多東 1-1-14  
株式会社イング 代表取締役 向井孝司  
兵庫県神戸市中央区港島南町 4 丁目 6 番 2 号  
株式会社ヤングファッション研究所 代表取締役  
加藤武司  
東京都渋谷区千駄ヶ谷 3 丁目 51 番 2 号  
株式会社アミナコレクション 代表取締役 進藤幸  
彦  
神奈川県横浜市緑区鴨居 4 丁目 50 番 1 号  
株式会社ムラサキスポーツ 代表取締役 金山元一  
東京都台東区上野 7 丁目 14 番地 5 号  
株式会社ライトオン 代表取締役 横内達治  
茨城県つくば市吾妻 1 丁目 11 番 1  
株式会社サンリオ 代表取締役 辻信太郎  
東京都品川区大崎 1 丁目 11-1 ゲートシティ大崎  
ファイテン株式会社 代表取締役 平田好宏  
京都府京都市中京区烏丸通錦小路角手洗水町 678 番  
地  
株式会社カワシマ・ゴールド 代表取締役 横田光  
夫  
静岡県浜松市中区西丘町 276 番地の 5  
株式会社メガススポーツ 代表取締役 南山学  
東京都中央区日本橋蛸殻町 1-36-5

株式会社イオンフォレスト 代表取締役 福本剛史  
 東京都千代田区紀尾井町3番6号  
 HOYA株式会社 代表取締役 鈴木洋  
 東京都新宿区中落合2-7-5  
 イオンペット株式会社 代表取締役 小川明宏  
 千葉県市川市南八幡4-17-8コスモス本八幡1F  
 株式会社メンズ・ビギ 代表取締役 高橋誠一  
 東京都渋谷区南平台町17番12号  
 株式会社F・O・インターナショナル 代表取締役  
 小野行由  
 兵庫県神戸市中央区三宮町2-4-1  
 株式会社アキアゴーラカイトック 代表取締役 中  
 原伸広  
 福岡県福岡市中央区舞鶴2-8-6-201  
 株式会社アリシア 代表取締役 酒井好宏  
 東京都渋谷区神宮前3丁目6番2号  
 株式会社アンビリオン 代表取締役 草野博順  
 東京都渋谷区富ヶ谷一丁目10番8  
 株式会社エイティー今藤 代表取締役 今藤尚一  
 鹿児島県薩摩川内市入来町浦之名  
 株式会社エコノマイズ 代表取締役 阿部亜希子  
 東京都千代田区鍛冶町一丁目5番4  
 株式会社エムアールティ・ミック 代表取締役 原  
 賢吾  
 宮崎市橋通西4丁目6番3号  
 株式会社クロスカンパニー 代表取締役 石川康晴  
 岡山県岡山市北区幸町2番8号  
 株式会社コージコーポレーション 代表取締役  
 高橋更次  
 大阪府大阪市中央区南船場1丁目16番10  
 株式会社ザラ・ジャパン 代表取締役 ルレ・ノル  
 ベール  
 東京都渋谷区恵比寿西1丁目10番1  
 株式会社サンエー・インターナショナル 代表取締  
 役 押木源弥  
 東京都港区北青山1丁目2番3号  
 株式会社シティーヒル 代表取締役 中田勉  
 大阪府大阪市中央区博労町四丁目5番9号  
 株式会社ジャパンイマジネーション 代表取締役  
 小嶋裕之  
 東京都新宿区信濃町3番地1  
 株式会社タオル美術館 代表取締役 越智康行  
 東京都港区白金台3丁目19番1号  
 株式会社ディーエイチシー 代表取締役 高橋芳枝  
 東京都港区南麻布2丁目7番1号  
 株式会社ニューヨーカー 代表取締役 上條浩之  
 東京都千代田区外神田三丁目1番1  
 株式会社バッグのあつた 代表取締役 熱田陽子  
 宮崎市桜ヶ丘町8番7号  
 株式会社バリュープランニング 代表取締役 井元  
 憲生

兵庫県神戸市中央区坂口通7丁目2-17  
 株式会社ブース 代表取締役 井本公文  
 静岡県三島市南本町14-17  
 株式会社ラッシュジャパン 代表取締役 アンドリ  
 ユーウィリアムトーン  
 神奈川県愛甲郡愛川町中津4027-3  
 株式会社ルビシア 代表取締役 水口雅喜  
 東京都渋谷区代官山町8-13代官山ハマダビル  
 株式会社新星堂 代表取締役 阿曾雅道  
 茨城県つくば市西大橋 599番地1  
 株式会社大谷 代表取締役 堂田尚子  
 新潟県新潟市江南区亀田工業団地1丁目3  
 有限会社デルークス 代表取締役 芭瑠華  
 東京都世田谷区三軒茶屋1-18-13美光ビル2F  
 有限会社ブランジェリークラウン 代表取締役 松  
 岡隆弘  
 福岡県北九州市八幡東区大蔵2丁目680番地36  
 有限会社花久 代表取締役 久富木多華子  
 都城市牟田町5-5  
 株式会社オンワード樺山 代表取締役 馬場昭典  
 東京都中央区京橋1丁目7番1号

- 4 変更の年月日  
平成26年10月3日
- 5 変更した理由  
小売業者入れ替えのため
- 6 届出年月日  
平成26年10月20日
- 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間  
 (1) 場所  
 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課  
 、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城  
 県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務  
 事務所総務商工センター  
 (2) 期間  
 平成26年11月13日から平成27年3月13日まで
- 8 意見書の提出先及び期間  
 (1) 提出先  
 宮崎県商工観光労働部商工政策課  
 (2) 期間  
 平成26年11月13日から平成27年3月13日まで
- 9 意見書の記載事項  
 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地  
 域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見ととも  
 に、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売  
 店舗の名称を日本語により記載すること。  


---

 肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により  
 、次の肥料の登録の有効期間を更新した。  
 平成26年11月13日  
 宮崎県知事 河野俊嗣

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の 規格	生産業者		登録の 有効期間
					名称	所在地	

宮崎県 第 885号	蒸製毛粉	12.0蒸製毛 粉	T N 12.0		南国興産株式会社	宮崎県都城市高城町有水1941 番地	自 昭和59年 9月25日 至 平成32年 9月24日
---------------	------	--------------	----------	--	----------	-----------------------	--------------------------------------

(注) 「保証成分量 (%)」欄の略号は、次のとおりである。

T N : 窒素全量

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成26年11月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 地籍調査を行った者の名称

えびの市

2 地籍調査を行った期間

平成23年11月 1 日から平成26年 3 月17日

3 地籍調査を行った地域

えびの市大字上江の一部

4 認証年月日

平成26年11月 4 日

--	--